

舒爾哈齊の死

——清初内紛の一齣——

鴛淵

一

清太祖實錄を初めとして清朝關係の諸記錄によれば、清太祖努爾哈齊（奴兒哈赤）は如何にも傑出した人物で一點の非の打ち所もないやうな人であつた如く記されて居る。此人物評は確かに當つて居ると思ふ。然しこれ等の論贊に言ふ所は主として其功業に關する事であつて、果して其性格の點に於ても右の論贊に言はれるやうに完全無缺の人物であつたかは、具にその閱歷を見て行く時甚だ疑問になつて來るのである。勿論開國の聖主として艱難の中によく功を立て、部族を統一して明を破り、朝鮮蒙古を威服せしめ、或は又諸制度の基を定め、搖ぎなき清朝の礎を置いた事は認むるに吝さかでないが、それは少くとも歴史の表面的觀察と云ふか、或は功業上の觀察の點になさるべき事であつて、殊に外民族に對して大度宏量であつた事は、彼等赤土の地に出たものとして經濟上の資源を得、政治的地盤を築く上に於て甚だ緊要な事であつた。従つて他の諸部族に恩を賣り、之を利用するには單に武力で以て壓迫するといふよりは、大度なる事を誇示して諸部族を懷柔する事の必要であつた事は言ふ迄も

ない次第である。かかる事は獨り清太祖のみならず開國の諸君主には常に認められる事で、殊に夷族の君長には此の感が深いのである。然し外部に對して大度宏量であつた事は必しも内部に對しても大度であつた事を語る證據とはならぬのであつて、寧ろ反面に於て内には甚だ偏狹で猜忌的な場合が多い。就中清初に於ける諸君主には此點が特に認められるやうで、太祖太宗何れも其一族部人に對し、特に其有力な者に對しては猜忌的で、其の關係は餘り良好でなかつたやうに見受けられる。かの清太宗朝に於て三尊佛の中の一人である莽古爾泰、或は阿敏等が種々の口實——よしんば實際身の破滅を來すべき口實を與ふる諸事實あるにせよ——の爲に仆された如きは、此例としてみるべき顯著な事件であるが、其父たる太祖にもやはりかかる點が明かに看取されるのである。即ち太祖の同母弟たる舒爾哈齊或は太祖の長子たる褚英が死を得るに至つた事は、其死に値する罪が多少有つたにせよ、之を死に處せしめた太祖に多大の關係有り、否太祖自身が其主謀者なりしと認定される點が有るのは、よく此事を明示するの事柄と考へ得られるのである。無論此兩人の死に關して清朝側の記録には殆んど記す所なく、何故に死を得るに至つたかをこれによつて探求する事は甚だ困難であるが、此事件は當時よく知れ互つて居た事と見えて明及朝鮮側の記録に載せられて居り、單なる噂でなく確かに存在した事實と認め得るやうである。而して朝鮮の記録の一に、此兩人の死に就いて記した後に太祖の人物評を記して居るものが有るのは甚だ面白い事である。即ち李民寯著「建州聞見録」に、

奴曾爲人猜厲威暴。雖其妻子及素親愛者。少有所忤卽加殺害。是以人莫不畏懼。

と記して居るのがこれであつて、これはよく太祖の爲人の如何を傳へたものと言ふべきである。勿論建國多難の際、部内の統制を保つ上に於て相當に激烈な手段をとり、峻烈な法を適用する事は已むを得ぬ所であるが、それには自ら限度があるのであつて、果して今の場合その法に當るべき程度のものか疑問であるが、外人の眼に映じてかかる記録が残される以上、太祖の本性が如何なるものであり、部内の有力者に對して如何なる態度に出たかと云ふ事は十分察し得ると思ふ。要するにかかる態度は德望よりは威力武力を以て他を壓し、反對者を斥け、己獨り優越的地位に立たんとするものであつて確かに天才型人物の一種の偏狹さを示すものでないかと思ふ。かかる意味よりして舒爾哈齊及び褚英の死は太祖朝に於て甚だ意義有り興味有る事件と思ふのであつて、清初に於ける所謂御家騷動の一齣として余が此問題を考へんとするのも亦此意に外ならない。されどもかかる事件が繰り返されたからとて決して太祖の功業の價値が減ずるのではなく、寧ろかかる事件を起しつつ大功業をなし遂げた所に亦一種非凡の偉大さを認むべきであつて、唯表面的の功業の華かなる反面に常にかかる骨肉間の争鬪の得て有り勝ちなるを忘れず、且その人物の表裏を觀察する事の必要なるを力説したのである。かかる意味に於て左に舒爾哈齊及び褚英の死に就いて述べたいのであるが、都合により今回は舒爾哈齊の死のみに就いて述ぶる事とし、褚英の死に就いては他日の機會に譲る事にする。

先づ順序として舒爾哈齊の略歴を述べる事にする。清太祖の兄弟は全部で五人であるが、太祖と母を同じくするもの、即ち顯祖塔克世の大福金喜塔刺氏宣皇后の生む所は三人で、長子は太祖努爾哈齊、次子は今問題の舒爾哈齊で末子が雅爾哈齊と呼ばれた。太祖が明嘉靖三十八年の出生であるに對し舒爾哈齊は五年おそく嘉靖四十三年の出生にかかる。太祖は初め淑勒貝勒(漢語聰睿王の號)と呼ばれたに對し舒爾哈齊は後討伐の功によつて達爾漢巴圖魯と呼ばれたのであつた。舒爾哈齊は丙申の歲即ち萬曆二十四年三十三歳の時吳喇部布占泰(3)の女濚奈を娶り、更に二年後の戊戌の歲即ち萬曆二十六年には己の女額實泰を布占泰に嫁せしめたので、舒爾哈齊と吳喇部とは密接な姻戚關係を結ぶ事になつた。此關係は、必ずや舒爾哈齊の勢力の増大を來すと共にやがては其死の由來する所の一因となるものでないかと考へられるのであつて、注意すべき事柄と思ふ。次いで翌年己亥の歲即ち萬曆二十七年九月太祖の哈達征伐が行はれた時、舒爾哈齊は請ふて先鋒となり哈達到攻め入つたが、兄太祖との間に用兵上の意見に相違あり、彼は兄の爲に大に叱責されたのであつた。此戰は哈達の滅亡した時で清朝の外部發展として劃期的な注意すべき戰であるが、同時に舒爾哈齊の「按兵不戰」を太祖が叱責したと滿洲實錄(正しくは太祖實錄)に記して居るのは、恐らく既に此の頃より二者の間柄がしつくり合はなくなつた事を語るものではなからうかと思はれる。越えて二年辛丑の歲即ち萬曆二十九年十一月吳喇布占泰來調して

兄滿太貝勒の女を太祖に進奉したが、又越えて二年癸卯の歲即ち萬曆三十一年正月に布占泰が再び婚を太祖に求め來るや、太祖は舒爾哈齊の女娥恩哲を之に與へたので、此に至つて吳喇國と舒爾哈齊との關係は益々密接になつて來たと云つてよからうと思ふ。次に太祖實錄類に見える舒爾哈齊關係の記事は、丁未の歲即ち萬曆三十五年正月の東海瓦爾喀部蜚悠城主策穆^⑤黒の來請に關する事件である。此時策穆特黒來朝して太祖に説くに吳喇布占泰の暴虐を以てし、移家來附せん事を求めたのであつた。よつて太祖は舒爾哈齊及び長子褚英、次子代善等をして其地に赴かしめ、蜚悠城屯寨を收め布占泰の救援兵を破つたのであつて、やがて其功を以て舒爾哈齊は達爾漢巴圖魯、褚英は阿爾哈圖土門、代善は古英巴圖魯の稱號を授けられたが、尙この時太祖が常書及び納齊布蝦^⑥の二人をして褚英、代善兩貝勒を護衛して前進せしめんとした時、この二人は命に隨はず舒爾哈齊と同處して何等奮戰する模様がなかつた爲に、太祖怒つて此兩人を誅せんとした。其時舒爾哈齊は此二人を誅するは自分を殺すと同じであるとして命乞をなし、漸く宥されて他刑に替ふる事を得たのであつたが、然し此に至つて舒爾哈齊對太祖の關係は愈々面白からざるに至つたと推測されるのである。尙此事に就いては後節述べらる事に於ける舒爾哈齊としては布占泰との通婚の關係上甚だ苦しい立場に在つたであらう事は十分推知するに足るべく、又太祖がこの關係をよく知つて故意に彼を苦しめる態度に出たのではなからうかと考へても敢て無理でなからうと思ふ。翌年戊申の歲即ち萬曆三十六年阿爾哈圖土門等

は再び吳喇部を征伐したが、この時舒爾哈齊の次子阿敏は行を俱にして居り、通婚の間柄ながら布占泰は終始清朝反對の敵對行動を敢てなしその葛藤は絶えず、布占泰の亡びる癸丑の歲即ち萬曆四十四年迄續くのであつた。かくて辛亥の歲即ち萬曆三十九年八月戊辰朔の丙戌(十九)に舒爾哈齊は四十八歳を以て死去するに至つたのである。

以上は清朝の實錄類によつて舒爾哈齊の略歴を記したのであるが、これだけの記事では勿論舒爾哈齊の死が如何にして起きたか知る由もないので、次節以下に於て此點に就いて特に述べてみたいと思ふのである。

○

先づ舒爾哈齊の死に關して清朝側の記録をみるに次の如く記されて居る。即ち、康熙刪修本太祖實錄⑦には、辛亥(萬曆三十九年)八月丙戌上胞弟達爾漢巴圖魯貝勒薨。年四十八。とあり、太祖實錄戰圖⑧には、辛亥(滿漢蒙三體の中漢文による)八月十九日太祖同胞弟達爾漢巴圖魯薨。年四十八。と記し、北京本太祖努爾哈赤實錄第三卷には、辛亥八月丙戌達爾漢巴圖魯貝勒舒爾哈齊薨。年四十八。とし、同じく近印の太祖武皇帝實錄第二卷にも、辛亥年八月十九日太祖同胞弟打喇漢把土魯薨。年四十八。と記して居る。此の打喇漢把土魯が達爾漢巴圖魯と同音異字である事は言ふ迄もない。又、王先謙本東華錄太祖の卷には、辛亥八月丙戌の條に、達爾漢巴圖魯薨とし、碑傳集及び國朝耆獻類徵初編卷首之六濟爾哈朗傳の中舒

爾哈齊の條にも、辛亥年八月薨、と記し、宗室王公世職章京爵秩襲次全表卷之二、顯祖宣皇帝第三子、追贈和碩莊親王舒爾哈齊の條にも、辛亥年八月薨、と記して居る。又先年印行の清史稿卷一太祖本紀には、辛亥八月弟舒爾哈齊卒、と記し、同皇子世表一顯宗系舒爾哈齊の條には、單に辛亥年薨、と記し、別本の清史列傳卷二、和碩鄭親王濟爾哈朗の條にも亦、辛亥年八月薨、と記して居る。以上列舉した所は何れも大同小異の記述で單に辛亥年八月丙戌即ち十九日に、或は八月中に舒爾哈齊が死去した事を云つたに過ぎずして、其死が如何にして起つたかに就いては何等記す所なく、全く何等の奇もない平凡な死らしい記述の態をとつて居る。然し考へてみるに、此の申し合せたやうに單一な記述が却つて甚だ奇怪と思はれるのであつて、其所に何等かのカラクリが行はれて居るのではなからうかと思はれる。而して右の單一な記述の存する中に於て稍々異色の有るのは、即ち清史稿列傳二顯祖諸子傳の中の莊親王舒爾哈齊の條の記事である。此の記事は一言した如く蜚悠城主策穆特黑が吳喇の虐遇に苦しみ來附を願つた事に關聯しての討伐及び二將の處罰に就いての記事であつて、舒爾哈齊が二將の助命を乞ふた後に記して、自是上不遣舒爾哈齊將兵。舒爾哈齊居恒鬱々。語其第一子阿爾通阿、第三子札薩克圖曰。吾豈以衣食受羈於人哉。移居黑扯木。上怒誅其二子。舒爾哈齊乃復還。歲辛亥薨。云々と言つて居るものである。此の記事は前掲諸記録には全然見られず、舒爾哈齊の死に關聯して唯一の詳しい記事と云ふべきである。勿論これだけの記事では舒爾哈齊が果して如何なる死を遂げたか

は明らかでないが、少くとも太祖との間がうまく行かずして悶々の中に死を得たものである事は推測し得られるのであつて、其死には臆氣ながら太祖が關係して居るのではなからうかといふ事を想像せしめる次第である。右の清史稿列傳の記事は其性質上清朝側の記録として考へ得るものであるが、この記事は何によつてなされたか、何か本づく所有つての事であらうかと云ふに、それは恐らく清朝の舊記である滿文老檔によつたものと思はれる。故にこの際茲に併せて滿文老檔の記述を引用したいと思ふ。

○
滿文老檔は無論滿文のみで相當する漢文の書はないが、先年金梁錫侯氏が之を漢譯し、その中興味有り重要と思はれるものを摘出して「滿洲老檔秘錄」二卷として印行されたので、今便宜上同書上卷に見ゆる漢譯を擧げ、次に其原文の滿文を記し之に邦語譯を添へる事にする。漢譯には便宜題名を附して、太祖責弟己酉年二月と記されて居る。

貝勒舒爾哈齊者上之同母弟也。上篤念手足之誼。遇之優厚。服御玩好悉擬宸居。然猶不自厭足。臨陣退縮時有怨言。上乃責之曰。弟之所以資生。一絲一縷罔不自國人卽罔不自我。而弟反有怨我之意何也。舒爾哈齊終不悟出語人曰。大丈夫豈惜一死而以資生所出羈束我哉。遂出奔他部居焉。上怒。三月十三日籍收舒爾哈齊家產。殺族子阿薩布。焚殺蒙古大臣烏勒昆。使舒爾哈齊離群索居俾知媿悔。舒爾哈齊果媿悔來歸。上以所籍收之產返之。然舒爾哈齊仍懷舐血。越二年辛亥八月十九日。遂

抑鬱而卒。年四十有八。

右の如く題名に己酉年二月とあるは舒爾哈齊が兄に對する不滿を勃發して他部へ赴いた時であつて、三月以後に於いて太祖の之に對する處置を見、やがて後二年を経て悶死した事を具さに語つて居る。之に對して其原文たる滿文は如何であらうかと云ふに次の如きものであり、煩を厭はずして此に擧げる事にす。

Sure Kundulen Hian i deo Shurgaci-beile be, emu ama, emu eme de banjha damu deo seme,

聽 恭 汗 ノ 弟 舒爾哈齊貝勒 ヲ 一 父 一 母 ヲ 生シタル 獨リノ 弟 トテ

ai jaka be, gurun sain gucu, ejehé, aha be gese salibuha tuttu gurun gucu eiten jaka be genu

諸 物 ヲ 國 ノ 良キ 友 勅 書 奴僕 ヲ 一様ニ受ケシメタル 故ニ 國 ノ 友 諸 物 ヲ スベテ

gese bufi banjire de deo beile dain de genefi, emgeri enculeme sain sabume yabuhakū. amba

一様ニ興ヘテ日ヲ送ラソトテ弟貝勒ハ 軍旅ニ 行キテ 一次セ 興心アリ ヲク 見ルベク 行ハザリキ 大

gurun i banjire doro de, emgeri sain gisun be gisureme ergembuhékū, umai de erdemu akū

國 ノ 處世ノ 法ニ於テ 一次セ ヲキ 語 ヲ 話スベク 究慮セシメザリキ 全 ク 德 徳 ナカ

behe, erdemu akū bičibe, fulu akū damu deo ofi, ai jaka be gese buime ujihé, uttu buime ujire

リキ 德 ナソト 雖 勝ルコトナキ 獨リノ 弟ナレバ 諸 物 ヲ 一様ニ 興ヘ 養ヘリ コノ様ニ興ヘ 養フ

be, deo beile elerakū, ahūn be biya giyalarakū, aniya nderakū gashabuha manggi, ahūn Sure

ヲ 弟 貝勒ハ 満足セザリキ 兄 ヲ 月ヲ 隔テズ 年ヲ 欺テズ 怨ミタリキ 兄 聽

Kuandulen Han hendanne, deo sini banjire doro gurun guču be, musci ama i salibuha gurun
 恭 拜 曰ク 弟 汝ノ 處世ノ 法ヲ 國ノ 友 ヲ 我ガ 父ヲリ 愛ケシ 國ノ
 guču waka kai, ahūn mini buhe gurun guču kai seme, che waka be wakalame henduhe mangsi,
 友ニ 非ザルナリ 兄ナル 我ガ 興へタル 國ノ 友 ナリ トテ 惡 非 ヲ 責メテ 言ヒタリキ
 deo beile anggai dubede, dule ere banjire ai tangsu buceina seme hendumbihe, uttu gurun
 弟 貝勒ハ 始 終 本來 ヲノ 處世ノ 非ナル 者(小孩) 死スルモ可ナリト 言ヘリ ヲノ標ニ 國ノ
 guču be gese salibuha ahūn be waliyafi, gurun be gamame, enču gashan de teme, enču golo de
 友 ヲ 一標ニ ウケシメタル 兄 ヲ 棄 テ 國 ヲ 去ラソ 他ノ 村 ニ 居ラソ 他ノ 省 ニ
 genembi sehe manggi, Sure Kuandulen Han jili banjifi, ineku tere čoho anyia Sure Kuandulen
 去ラソト 言ヒタリキ 聽 恭 拜 汗 怒 生ジタリ 同ジコノ 西ノ 年 聽 恭 拜
 Han i susai emu se de, deo beile i dehi ninggun se de, ilan biyai juwan ilan i inengsi, deo beile
 汗 ノ 五十一 歳ノ時 弟 貝勒ノ 四十六 歳ノ時 三 月 十 三 日 弟 貝勒
 de buhe gurun guču, ai ai jaka be gennu gafi, emhun beye ilibuha, deo beile be ainu tafolahakū
 ニ 興へタル 國ノ 友 諸 物 ヲ 凡テ 取リ 獨立セシメタリ 弟 貝勒 ヲ 如何シテ 勸メザリキ
 huwekiyebuhe seme, uksun i Asihu gebungge jui be waha, jai Ulkun Monggo gebungge amban
 惣メシメタリ トテ 宗室ノ 阿薩布ノ 名アル 孩子 ヲ 殺シタリ 又 烏勒昆 蒙古 ノ 名アル 大臣
 be, moo de lakiyame hiwatafi, fejile orho sahafi, tuwa sindanne waha, tuttu deo beile be
 ヲ 木 ニ 吊ルシ 縛シタリ 下ニ 草ヲ 積ミ 火ヲ 放チテ 殺シタリ ヲノ標ニシテ 弟 貝勒 ヲ

gintubuf, emhun beye ilbuba manggi, deo beite ini beyebe wakalame, ahūn han i ujihne ambula
 屏々 獨立セシメタリキ 弟 貞勤ハ彼ノ身ヲ 責メテ 兄 汗ノ謫ヘルコト大
 (已ノ)
 de dabafi enču teneki sehe, bi waka mujangga sene gaihari bederehe manggi, Sure Kundulen
 = 過ギ他ニ往イテ往ミタカリキ 我 非ヲ 果ジテ隠レリ トテ 餘ニ 歸リタリキ 隠 恭
 Han, gaha gurun guču be, ineku tere aniya geli gemu amasi deo beite de dasame hube, abkai
 汗ハ 慈ヒタル 國ノ 友 ヲ 同ジコノ 年 再 凡テ 以後 弟 貞勤 = 治ムベク 興ヘタリ 天ノ
 kesi de jirgame banjire be hihalarakū, ahūn Sure Kundulen Han i ujire be elerakti ofi, deli
 恩 ニ 安逸ナルベク 世ニ 處スルヲ 希ハザリキ 兄 隠 恭 汗ノ 謫ヒテ 満足セズテ 四十
 jakūn se de shahūn ulgiyan aniya jakūn biyai juwan uyun i inenggi, deo beite i beye akū ohō.
 八 歳ノ時 辛 亥 年 八 月 十 九 日 弟 貞勤ノ 身ハ 致クテレリ

金梁氏の漢譯は無圈點檔案によつたと云はれて居るが、余の邦譯に用ゐた原文は加圈點檔案であつて、其間一二の異同が無いでもないが、略同文とみてよからう。今これによれば兩者の間に紛擾衝突の起きたのは舒爾哈齊の死去二年前の己酉歲であつて、蜚悠城關係の事件より正しく十年後の事である。恐らく前述したやうに蜚悠城の事件に於て兩者が氣まづい關係に陥つてから以後其の間柄は益々圓滿でなく愈々乖離するやうになつて遂に此の己酉の歲の事件となつたものと思はれるのであつて、前後十年間は兩者の感情のもつれの發展時期とみるべきである。今これを前引清史稿列傳の記事に比

すると少しく異なる所有り必しも同文とは云へぬが、滿文老檔に他省他村に居らんと云ふに對し清史稿列傳は黑扯木に移ると云ふ如き、又居常嚮々たる有様等全體の意味は同一とみてよろしく、必ずや清史稿列傳は此老檔の記述によつて別に補ふ所有つたものと考へられる。黑扯木の位置俄かに定め難いが、舒爾哈齊の姻戚の關係上に重きを置いて考へてみれば、或は吳喇國の地方ならんかとも思はれる。要するに太祖對舒爾哈齊の間柄は己亥の頃より次第に惡化し、遂に己酉の歲に至つて激化した爲に舒爾哈齊の他部他地方への奔逃、復歸となつた事は否定出来ない事實であつてみれば、かかる事情が舒爾哈齊の死に關係あるのでないかと考へる事は十分に理由の存する事と信するのである。かく考へれば滿文老檔及び清史稿列傳の二つのみで其の記載は甚だ少いにせよ、舒爾哈齊の死に太祖なる人物が關係あるらしき事、少くとも其の存在を見逃す事の出来ないといふ事は明かであると思ふのであつて、清朝側の大多數の記録が一言もそれに觸れて居らぬのは頗る奇怪な事で、其所に却つて非常な意味が藏せられて居ると思はれる。

○

以上述ぶる如く清朝側の諸記録によつて舒爾哈齊の死の事情を検索せんとしての確に知るを得ず、一二の記述によつて始めて多少の手懸を得たやうに思はれるに過ぎないので、更に此點を明瞭にするには勢ひ其の觀點を他の方面に向けて、外國の史料の記載する所に従つて之を考察せねばならぬと思

ふ。其の外國側の史料として擧ぐべきは一は明側の記録であり、他の一は朝鮮側の記録に外ならない。先づ明側の記録の中で之に關する記述の有無を檢べるに、余は次の二三の記事を茲に提擧し得るのを喜ぶ。其の一は王在晋撰の三朝遼事實錄であつて、首卷、總略、建夷の條に、〔萬曆〕三十九年……奴酋忌其弟速兒哈赤兵強。計殺之。復耀兵侵兀喇諸酋。と記して居る。茲に言ふ所の奴酋が太祖奴兒哈赤(努爾哈齊)で、速兒哈赤が今問題の舒爾哈齊であり、兀喇が前記の吳喇と同じである事は言ふ迄もない。又、同じ明末の人である茅瑞徵の撰にかかる「東夷考略」建州女直考の中にも、〔萬曆〕三十九年六月……己奴酋忌其弟速兒哈赤兵強。計殺之。復耀兵侵兀喇諸酋。云々と前者と同文の記事を載せ、唯月を記して六月に繋げて居る。又、方孔炤撰の「全邊略記」卷十遼東略の中には、萬曆四十年八月の條下に、奴兒哈赤殺其弟速兒哈赤。并其兵復侵兀喇諸酋。と記して前掲二文と略同様の事を言ひ唯、年次を四十年として一年後の如く記して居るのを異にするばかりである。以上二三の記事が余の檢索した明側の史料の中にてこの事に關して寓目し得たものに過ぎぬが、右のものは何れも略同様な記載をなして居るのであつて、これ或は一の記事を轉載したものであらうかとも思はれるが、當時明人はかかる舒爾哈齊殺害の事を信じて記したものと見て別に差支ないと思ふのであり、且又明末滿洲の事情、形勢の變化に注意して居た明人にとつては、確に注目すべき大事件であつたらうと思ふのである。

次に朝鮮側の記録に於て余の寓目し得たものは次の數種のものであつて、然も其記事の内容は前掲

の文と同様、或は同様以上に詳細な記録を見る事が出来るのである。先づ羅萬甲著「白登録」をみるに萬曆四十年壬子冬。奴兒哈赤殺其弟速兒〔哈〕赤。並其兵侵瓦刺諸酋。云々とあり壬子の冬の事件と記して居る。茲に言ふ所の瓦刺が吳喇、兀喇と同じである事は疑ない。又、燃藜室記述卷二十三渾河之役己未の條には丙子録を引いて奴兒哈赤の出現の由來を記した所に、壬子冬殺其弟速兒哈赤。并其兵侵兀喇諸酋云々とて前文と同様の記載を示して居る。又かの有名な薩爾滸役の時期鮮よりの明軍應援の兵に將として赴き突如清朝に降つた問題の元帥姜弘立の従事官であつた李民寯の著、「建州聞見録」^⑩には右と異つて、當時の太祖の兵制を述べた所の一節に、餘四高沙。曰紅歹是。曰亡古歹。曰扈斗羅古。曰阿未羅古。と記し、其阿未羅古の注として、奴酋之弟小乙可赤之子也。小乙可赤有戰功得衆心。五六年前爲奴酋所殺。と言つて居る。茲に見える高沙は固山で八旗の旗を言ふわけであり、紅歹是は後の太宗皇太極（弘太時等と書く）、亡古歹は莽古爾泰、扈斗羅古は褚英の子杜度を言ふか、阿未羅古は即ち舒爾哈齊の次子阿敏（阿敏）を言ふのであつて、小乙可赤は言ふ迄もなく舒爾哈齊の同音異譯であり、奴酋は前述の如く太祖を指す。然らば此の記事によつても舒爾哈齊は李民寯の著作した時恐らく萬曆四十七年己未春三月薩爾滸役に清朝に降附した後間もない時とみて、より五六年前に舒爾哈齊は兄太祖の爲に殺された事を知るのである。勿論五六年前といふのは曖昧な記事でこれでは其の明確な年次は分らぬが、他の記事より推して大體の年次の想像はつくと思ふ。

以上余の寓目する事を得た朝鮮側の二三の記録にすぎぬが、朝鮮側に於ても明朝側と同様に舒爾哈齊が兄太祖に殺されたといふ事は堅く信せられた事であつて、當時に於ては著名な事件として外國に迄傳へられたものであらう事を知り得る。殊に右引用の記録の一である「建州聞見録」の撰者李民奭は親しく滿洲興京の方面迄赴いたと考へられるのであるから、其地に於てかかる話を聞いて記録に留めたと思はれる以上、滿洲人の間にもかく流布された事であつて恐らく事實を傳へたものとして疑ふの餘地なかるべく、滿洲人も之を信じて居つたものと認めて差支なからうと思ふ。果して然らば太祖は強兵を擁した弟舒爾哈齊を殺害し、其強兵を己の手に併せて俄かに強盛になり、やがて舒爾哈齊と姻戚の間柄で叛服常なかつた吳喇諸酋を討つに至つたものと考へられる次第である。

○

以上三方面の記録によつて舒爾哈齊の死に關する記述を検索し、之に多少の推測を加へたのであつたが、要するに清朝の記録は一二のものを除いて凡てその理由事情を示して居らぬに反し、外國側即ち明鮮二國の記録は凡て舒爾哈齊は兄太祖に謀殺されたといふ事を述べて居るのである。かくの如く三者を比較考慮すると、清朝側の記録が一二のもの以外凡て單に薨すと云つて居るのは甚だ奇怪な書法といふべく、其裏面に何等か特殊の隱蔽の手段が講せられて居るのではないかと思はれる。恐らく明朝側の記録に見ゆる如き事實が有つたにもかかはらず、其事は太祖にとつて甚だ好ましくない事で

ある爲に其當時に於て一般記録に載せるを禁じ、或は後になつて抹消するに至つたものでないかと考へられるのである。若し然らずして外國側の記録が信じ得ぬとするならば、何故に外國側の記録に多くかかる記載が存するかといふ事が疑問となつて來る。外國に於て何か爲にする所あるによるのではないかとも思はれるが、清朝側ならばいざ知らず外國側に於てかかる事を故意に捏造するといふ事は有り得べからざる事の如く思はれるのであつて、得て外國側の記録は事實をそのまゝに忌憚なく書くものである以上、やはり當時の風評否事實有つた事をそのままに記したものとみるを至當とすると思ふ。況んや清朝側の記録に於ても滿文老檔及び之によつたと考へられる清史稿列傳に於て、會之を裏書するに足ると思はれる關係記事が有る以上、この際は外國側の多數の記録が眞に近く、清朝側の多數の記録は悉く此道德的に非難さるべき殺害の事實を省略に附したとみる方が最も妥當だと思ふ次第である。勿論滿文老檔とて先に述べたやうに、舒爾哈齊の死に太祖が關して居るらしい事にははせらるだけで、明らかに殺害の事を言つて居るのではないが、其記事と舒爾哈齊が悶々の中に死去した事を言つて居る事との間には必ずこの事實を認めるに足る何ものかが存するとみて差支なく、又この滿文老檔も他の記録と同様に初めは其事實を書いて居つたのであるのに、後になつて其點を削りとり、太祖との間の不和であつた事を記した後に單に「越二年」云々といふ風に書き改めたものかとも考へられるのである。かかる次第であるから舒爾哈齊は兄太祖と不和であつて其不和が次第に嵩じて紛

擾を起し、遂に辛亥年八月に至つて太祖の爲に謀殺されるに至つたものと斷じて何等差支なく、この事に就いては宜しく吾人は朝鮮側の記事に従つて可なりと信ずる次第である。而して茲に疑問となるは其殺害の方法であつて、之に關する詳細な記録がない以上明らかにする事を得ぬが、恐らく太祖が長子褚英を殺した事實、或は後に太宗が其兄莽古爾泰を殺せる事實よりして、之を幽禁して其自由を奪ひ、所謂悶死せしむるの手段に出たものである事は十分察せられる所であつて、この點に於て滿文老檔の記載は暗々の間に其事情を悉して居るものであり又朝鮮の記録に計殺之と云つて居るのも簡にして要を得た言と考へられる。此の方法は王者としての寛大を誇示するに足る偽善的手段であると共に、幽禁者にとつては直接の殺害の手段よりは却つてより苦痛な處刑であり、堪へ得ざる侮辱であつて、やがて死に導かるべきは言を俟たずして明かな所、奸智に長けた太祖がこの手段をとつた事は必ず是認されると思ふ。

○

最後に考ふべきは舒爾哈齊の死歿の年次は果して何年であるかといふ事と、其殺害するに至つた理由とである。舒爾哈齊の死去の年次は右に引用した所によつても明らかであるやうに、清朝側全部と全邊略記を除いた明側の記録とは凡て辛亥年即ち萬曆三十九年と云つて居るに反し、朝鮮側の「建州聞見錄」は別としてそれ以外の記録と明側にも全邊略記の一つのみは其死を壬子年即ち萬曆四十年に

繋けて居る。即ち兩者の間に一年の差違が認められるのは如何に解すべきであらうか。これに關しては何れが是なるかを判斷すべき資料は別に無いのであつて、積極的に之が當否を定むべくもないが、此年次の點に於ては清朝側の記録が一樣に辛亥年八月となせる方寧ろ信じ得べく、殊に滿文老檔の明らかに辛亥年八月十九日と記して居るのは吾人の意を決するに與つて力有るものと思ふ。然らば何故に朝鮮側及び或種の明人の記録に之を一年後の事として記して居るかと思ふに、恐らく之は傳聞上に於ける誤りか、又は記載の上に於ける誤りかであつて、事の實際を究めずして聞けるまゝに或は誤聞せるまゝに記すに至つたものでないかと思ふ。故に余の考としては年次の點に於ては清朝側の記述に従つて差支ないと思ふのであつて、正しく萬曆三十九年八月十九日の事件と斷する次第である。

次には太祖が何故に親愛なるべき同母弟を殺害したかと言ふ事に就いて一考しなければならぬ。この事は前掲諸記事の言ふ所によつて略伺ひ知られる所であつて、畢竟舒爾哈齊の強兵を擁するを忌んだ兄太祖との不和感情の疎隔に本くもの思はれる。蓋し舒爾哈齊と兄太祖との不和の萌したのは前述した如く其死去の年よりもはるかに十二年の前萬曆二十七年九月の哈達征伐の時に在りと云つて差支ないと思ふ。爾來兩者の感情は次第に疎遠になつたと考へられるのであつてそれが萬曆三十五年の蜚悠城關係の事件となつて表面的となり、やがて舒爾哈齊の他處逃避復歸となつた事は其外面的に於ける衝突の高潮に達したものであつて、又その反面に於ては滿文老檔に記す如く復歸の後に於ても

内面的に感情の疎隔は一層激しくなつたものと思はれる。かかる事情によつて、兄弟不和の對立關係の悪化した事は想像に餘りあるものであつて、その結果が不幸なる事件に導かれたものである事は容易に考へ得るのである。而して此兩者の感情をして疎隔せしめた直接の動機としては又別に考へ得ると思ふ。それは即ち前引明鮮側に見ゆる如く舒爾哈齊が強兵を擁して居り、其の兵強なる故を以て彼が太祖に對して從順でなく、早く見ゆるやうに用兵上の事を以て叱責さるる如き事件を醸した事である。舒爾哈齊が果して幾何の兵を有して居たかは勿論明らかでないが、その子阿敏が四大貝勒の一人として二貝勒と呼ばれた事はやはり強兵を有した爲と考へられるのであつてそれは多分に父の時からこの事と思はれる。然らば其太祖に反抗するに至つた氣持には多分に自負の心を有した事を認め得べく、又叛服常なしとは云へ吳喇布占泰と通婚の間柄に在つた事は必ず彼の兵力に何等か影響する所有つたと考へざるを得ないのである。此の布占泰との通婚の間柄といふのは、數度の征伐に於て舒爾哈齊をして太祖と用兵上の異見を生せしめ、互に感情を害せしむるに至つた理由の一と考へ得るのであつて、一面舒爾哈齊としては義と情との間に挟まれて苦しい立場に置かれたものとして同情を禁じ得ない點である。さればこそ太祖が舒爾哈齊を謀殺した後其兵を己の手に收めて間もなく吳喇を討伐滅亡せしめた次第であつて、此の點明鮮側の記録はよく眞を傳へたものと考へ得る。若し臆測を許さるるならば、初めより舒爾哈齊は太祖に拮抗し得る兵力の所有者であつたので、狡猾な太祖は早くより

之に備ふる所あり、外族の中にて叛服常なき吳喇國布占泰と故意に婚を通せしめ、機をみて一を仆して他を圖るの一石二鳥の策に出でたものと言へぬ事もないと思ふのである。とに角、舒爾哈齊が強兵を擁して居り太祖と合はなかつた事は疑ない事實であつたが、人物としては太祖に一日の長を認め得る爲に、それに圖られて非業の死に斃れたものと斷じ得る。尙太祖が舒爾哈齊を害するに至つた事は右の事情の外に部内の兵制統一遂行の一手段であるとは稻葉岩吉氏が清朝全史上卷一四五―一六頁に左の如く説かるる所であつて、蓋し亦正鵠を得た言であらう。即ち

さて太祖の意志が當初よりして劃一の制度の下に各部を統率せん事に專なりしは疑はれざれど、所謂族黨の多數が部下の進退を以て彼に委任せざりしは想像するに難からず。吾人は寧古塔貝勒の各々がかつて太祖を迫害せしことを知る。太祖には又弟の舒爾哈齊あることを注意せざるべからず。

彼は萬曆二十二年を以て北京に朝貢せし事あり。寬甸棄地の時の如きも彼は兄と共に明廷の賞を受け得たるほどにて、其部下の兵卒とても蓋し少數ならざりしと覺ゆ。舒爾哈齊が兄に従順なりしや否やは怪まざるを得ざるが、太祖にとりて當時此勢力有る弟のありし事は必しも満足を與へざりしことと想像せらる。吾人は明人の彼が弟を殺害してその兵力を併せりといふを傳ふるを事實とす。

清朝にては唯舒爾哈齊が萬曆三十九年中に卒去せるをいひて其詳を語らず。死因も亦明かならざれど、恐くは舒爾哈齊父子が兵力の強大なりしより、太祖に隸屬するを好まざりし結果、何等か過失

ありしといふを口實として幽殺せしものたるべし。天聰朝に録せられし阿敏の罪案は之を證す。所謂八旗の制定は蓋し此歲以後に創定したるものと推せらる。

右文中寧古塔諸貝勒は清朝系譜に見ゆる都督福滿の六子が六城に分居せしより名付けられた名稱で、その迫害とは其中景祖覺昌安の系統なる太祖を他の五子の子孫が協力して迫害せしを云ひ、事は正しく癸未歲即ち萬曆十一年二月に在り。又寬甸棄地の恩賞とは、萬曆六年漢人によりて占據せられた寬甸一帶の地を、次第に遼東に於ける明兵力の困憊の結果維持する事を得なくなつた爲、明廷は萬曆三十三年に至り突如撤退を命じた時、その地の民が命を拒んだので明は李成梁等をして強制之を行はしめたのであつたが、その時太祖兄弟亦賜金を受けた事をいふ。明にとりては退嬰の策であつたが、當時明と滿洲との關係未だ惡化せず、太祖兄弟尙明に服事して居つたので明は之に恩賞を與へ、自然の結果としてこの地方は滿洲族の勢力圈に入るの素地をなすに至つたのであつた。舒爾哈齊が萬曆二十二年に明に朝貢した事は稻葉氏の説であるが、今明實錄をみる時見當らず明確な日附を明らかにし得ないのは遺憾だが、もし信じ得るならば、兄太祖とは別に行動し明に入朝する事有りしを證するものであらう。以上稻葉氏の説かるる所は眞を摺んだものであつて、大體に於て余の贊意を表するに吝かならざる所であり、必ず舒爾哈齊の強兵を有して太祖に忌まれた結果幽殺の厄に會したものである事は疑ない。而して阿敏とは舒爾哈齊の第二子であつて太祖の時代四大貝勒の中二貝勒として太祖に重

用せられ數々の戦功を立てた人であつたが、太宗の天聰四年六月に至つて永平四城の守を棄てて逃歸した事を口實として太宗は十六條の罪狀を宣諭して幽禁し、その爲に阿敏は遂に崇德五年十一月に至つて恨を吞んで悶死したのであつた。その十六罪狀の第一に背恩の例として舒爾哈齊以來愛養の恩に背いた事を舉げて居るのであるが、要するに之は口實であつて事實は太祖系の一族と舒爾哈齊系の一族との不和抗争の衝突を語るに外ならず、舒爾哈齊歿後も尙阿敏等兵力強く太宗に拮抗し得た爲にこれ亦太宗に忌まれてかゝる結果に立ち至つたものと思はれるのである。而も阿敏が勢力有つた事は前に一言した如く彼が太祖の生前中四大貝勒の一として二貝勒と呼ばれて居た事からも推測し得られるかと思ふ。かかる次第で舒爾哈齊父子共に不運な最後を遂げたのであるが、其の擁した強兵は太祖系の者の最も忌諱し且畏怖する所であり、後患を絶つ爲に相繼いで其の勢力者を計を以て害したと斷じて憚らないのである。

○

以上舒爾哈齊の死に關して述べたが倉卒の際に稿を草し、逸落多く決して萬全な記述でないが、その太祖との關係、強兵を擁した事に本く太祖との不和の事情延いてその死因の事等は右の事によつても推測し得べしと信するのである。かかる紛擾は清初順治時代迄は絶えず見られた事であり決してこの事件一つに止らないが、かゝる事は開國の初期には見られ勝のもので決して奇とするに足らぬと思

ふ。或王朝の基礎が確立し或系統の者が王者たるの地位を確保する迄には往々見られる事であり、清朝に於てもこの舒爾哈齊父子の死、或は褚英、莽古爾泰等の死等何れも堅き統一に向ふ経過の間に於ける内紛の現はれとして又康熙乾隆の華やかな時代の開花の序幕の中に於けるなまぐさき骨肉間の勢力争として認むべきである。勿論今述べた舒爾哈齊の死の如き事件が有つたからとて、これが爲に當事者たる太祖努爾哈齊の功業にケチをつけ、又その人物を貶黜するには當らず大業成就の前には免れ難い運命の悪戯と観すべきであらう。(昭和七・五・三一)

(註)

- ① 康熙刪修本太祖實錄による。諸實錄等字を異にするも何れも同音異字にすぎず。その他の人名に於ても亦同様なり。
- ② 滿洲實錄正しくは太祖實錄職圖第一卷による。
- ③ 吳喇部も種々の文字にて記さる、も今康熙刪修本太祖實錄による。哈達、葉赫、輝發と共に扈倫の四部と稱せられ姓納喇と呼ぶ。扈倫は蓋し忽刺温の轉にて海西女直の出身なるべく、吳喇河畔に國を立てしものを吳喇國、吳喇部と呼ぶ。
- ④ 哈達も亦海西女直に屬する一部にて③に云へる如く扈倫四部の一をなす。名酋王台の時勢威振ひしが、猛哥孛羅の時に至りて太祖の爲に滅さる。
- ⑤ 五爾喀部は即ち朝鮮で云ふ所の兀良哈であつて豆滿江中流域以下の地方に在りて勢力あり、その中心は蕪悠城で朝鮮では之を縣城(ヒョソン)と呼びしが今の琿春の南一里餘、今日の慶興の對岸方面に當る。
- ⑥ 納齊布蝦の蝦は *ᡤᡠᡳ* 侍衛官の譯字である、滿洲にては官名は人名の下に記すを本來の風とするのである。
- ⑦ 太祖實錄は康熙時代に刪修され後乾隆の時に改修されて居るが、茲に康熙刪修本といふのは内藤虎次郎博士珍藏のものを指す。同博士所藏本は由來は不明だが内容その他種々の點よりして恐らく康熙本なるべしとの事なれば今その説に従ふ事にする。

- ⑧ 太祖實錄戰圖は繪入りで繪を主として滿漢蒙の三體にて説明してあるもので天聰年間に出來たものと考へられる。昨春奉夫にてその漢文のみを繪と共に印行されたのが即ち滿洲實錄と呼ばれてゐるものである。
- ⑨ 昨年二月北平故宮博物院實錄庫原本により新に印行されしもの、十卷本實錄である。
- ⑩ 今年一月北平故宮博物院印行にかゝる四卷本實錄。人名地名等固有名詞の譯字の古體な所からみて他の太祖實錄よりは古い時代の修本で、崇徳元年刪修ならんかと考へられて居る。
- ⑪ 滿洲老檔秘錄上卷、序文。
- ⑫ 茲に引いた「建州聞見錄」は故今西博士所藏の柵中日錄の附録として載せられてあるものによつた。先般在京城の稻葉岩吉氏の指教により、李民爽の集である「紫巖集」が奎章閣藏書中に在り、それにも建州聞見錄の存する事を知つたのであるが、兩書對校するの機なく、今は今西本のみ據る事にしたのである。

附記

右拙稿作成後、内藤博士藏する所の滿文にて書かれた清太祖本記 (*Taisa dengi hwanggi - den sh. bibe*) を檢した所、同じく「辛亥年八月丙戌日。達爾漢巴圖魯舒爾哈齊死」の簡單な一句をみる事を得た。この書が如何なる性質のものであるか詳にするを得ず、他日の考究に譲るが、清朝側の記録の一である事には疑ないので、格別余の考に資する所はないが、茲に附記して置きたいと思ふ。(昭和七、六、二一)